



NO MORE トラブル

—安全な学生生活をおくるために—



2025年3月発行

はじめに

このパンフレットは、通学、下宿、SNS利用、飲酒など学生生活に馴染みのある事柄を題材にして、それらに潜む危険性について、学生の皆さんに注意喚起することを目的として作成しています。

何気ないことが大きなトラブルに発展することのないよう事前に危険性や手口を知っておくことは大切です。

同志社大学漫画研究会の協力を得て、漫画を交えてそれらの危険性をわかりやすく解説していますので、一読し安全で充実した学生生活を送るための手引きとして活用してください。

登場人物紹介



CONTENTS

1	今出川・新町のキャンパス間移動に注意	4
2	京田辺校地の指定通学路に注意	6
3	夜間の登下校に注意	8
4	自転車運転マナーに注意	10
	▶自転車・バイク通学について	12
5	大学の敷地内禁煙・大学周辺地域での喫煙場所に注意	14
6	キャンパス内外での置き引き・盗難・ひったくりに注意	17
7	薬物乱用に注意	18
	▶STOP!薬物乱用!	20
8	飲酒事故に注意	22
	▶イッキ飲み「するのは自殺」「させるのは殺人」	24
9	SNSの利用に注意	26
	▶「知らない」じゃ済まされない!インターネットの常識	28
10	下宿への訪問者に注意	31
11	悪質な宗教団体に注意	33
12	ブラックバイトに注意	35
	▶闇バイトに注意!	37
13	悪質商法に注意	38
14	成年年齢引き下げにまつわる注意	40
15	「性的同意」について～加害者にも被害者にもならないために～	42
	相談窓口一覧	46
	セミナー・講習会案内	47
	同志社大学に通学する皆さんへ	48

1. 今出川・新町のキャンパス間移動に注意



大学からのメッセージ

今出川校地におけるキャンパス間移動中の騒音や通行マナーが大きな問題となっています。とくに今出川キャンパスと新町キャンパス間の移動について、狭い道にも関わらず大人数で広がって歩く、夜間に大声で話しながら通行するなどの行為が地域住民の方に多大な迷惑をかけています。通学路はキャンパス内とは異なり、公道であるため子どもからお年寄りまでが利用することを忘れずに、良識ある行動を心がけてください。

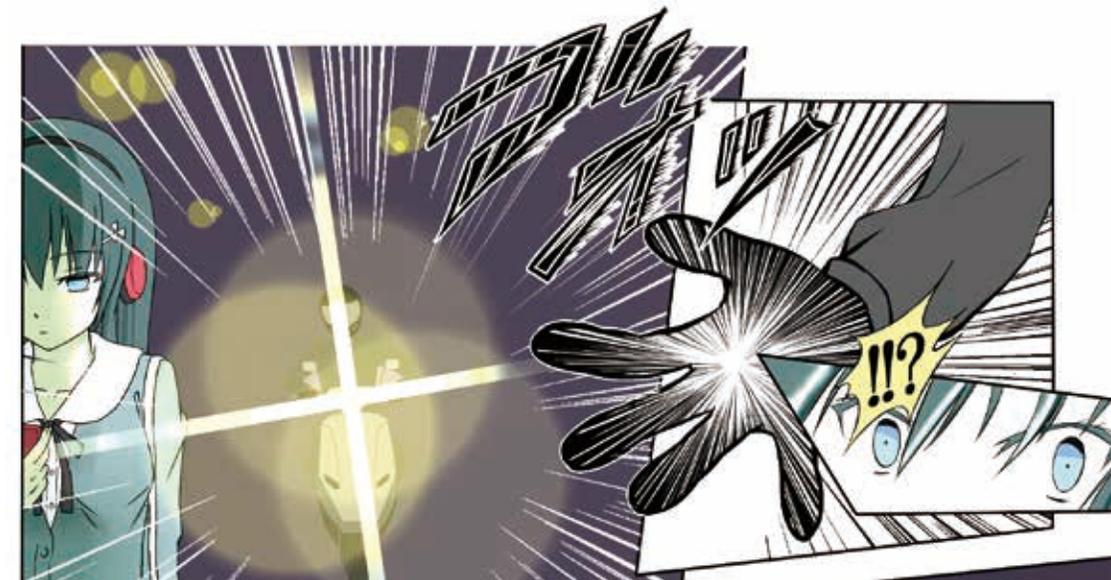
2. 京田辺校地の指定通学路に注意



大学からのメッセージ

京田辺キャンパスへ興戸駅から徒歩で通学される場合、指定通学路を通じて通学しなければなりません。指定通学路以外の道路は、交通量も多く非常に危険です。また、近隣住民の方からも、通学マナーに関する苦情が多数寄せられています。複数名が道いっぱいに広がったり、住宅の中の道を深夜や早朝におしゃべりをしながら歩いたりする行為は、トラブルに発展することもあります。通学マナーをはじめとするモラルの向上に努めるようにしましょう。

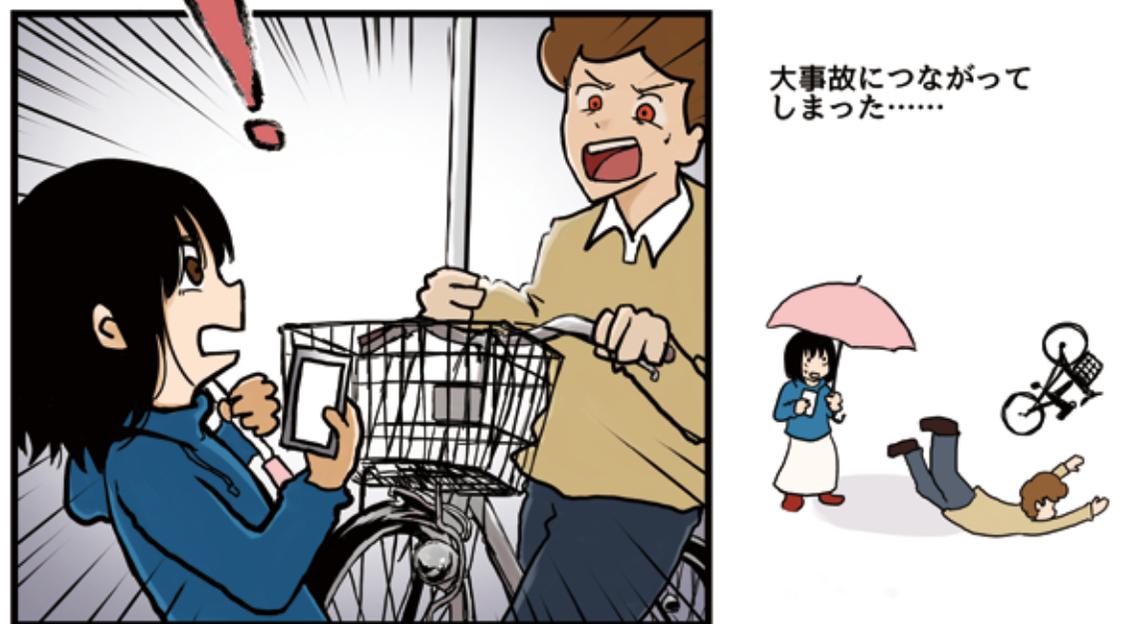
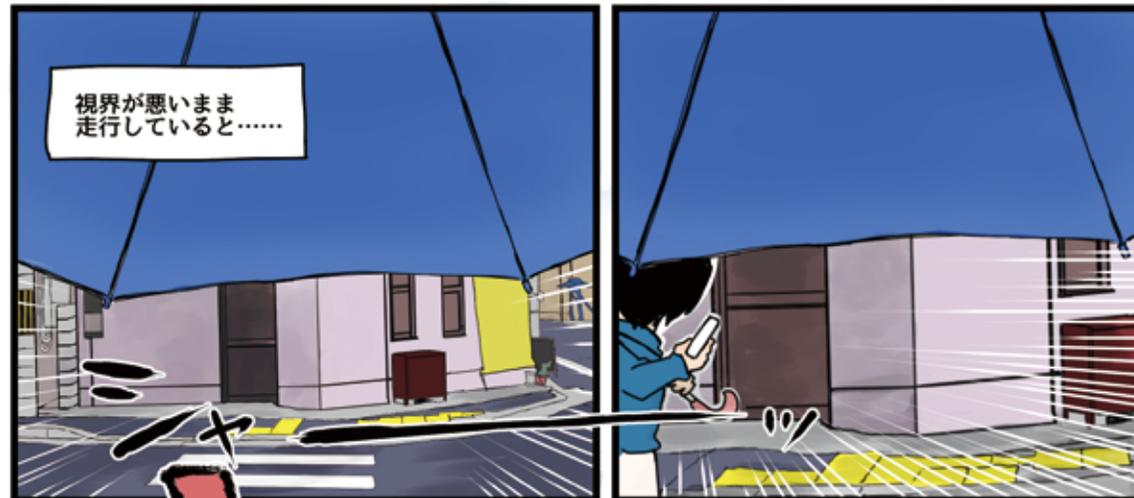
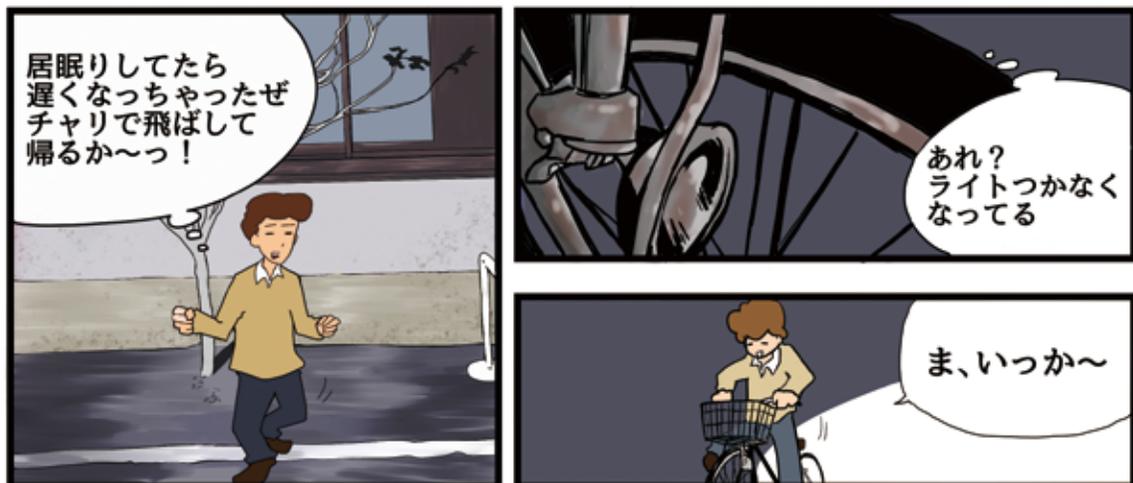
3. 夜間の登下校に注意



大学からのメッセージ

同志社大学の学生が、夜間の登下校中に「見知らぬ人に後をつけられた、待ち伏せされた」「不審な人に声をかけられた」というケースが報告されています。夜間に帰宅する際には、公共交通機関を利用するようにしましょう。京田辺キャンパスでは、最寄り駅までの夜間バスを運行しています。やむを得ず、徒歩で帰宅する場合には、できるだけ一人歩きは避け、音楽を聴いたり、携帯電話やスマートフォンを使用しながら歩かないよう注意してください。京田辺キャンパスへの通学路には、防犯カメラと警察への通報ボタンを設置しています。非常時には、通報ボタンを押して下さい。

4. 自転車運転マナーに注意



大学からのメッセージ

2024年11月に道路交通法が改正され、自転車関連の罰則が厳格化されました。最近では、自転車対歩行者の事故は増加傾向にあり、被害者側に重度後遺障が残る、死亡するなど深刻な事案もみられます。夜間の無灯火運転、信号無視、二人乗り、二台並んでの走行、歩道通行、右側通行…普段何気なく行っていませんか? 一時の不注意で、自身や他人の一生を狂わせないように正しい自転車運転マナーを身につけ、安全な運転を心がけましょう! (同志社大学への自転車通学については、P.12参照)

自転車・バイク通学について

本学は校地周辺地域における交通渋滞や交通事故等のトラブルを抑制するため、公共交通機関を利用した通学を推奨しています。そのため、自転車等の移動手段を用いた通学を希望する場合は所定の手続きを行い、「同志社大学駐輪場利用規則」を遵守した上で所定の駐輪場所へ「個人責任で施錠した上で」駐輪してください。校地ごとの通学ルールが異なるため、以下の表を確認し、必要な手続きを行ってください。

なお、両校地への自転車通学、京田辺校地へのバイク通学をする際は、交通規則とマナーを遵守して安全な通学を心がけてください。

	今出川校地		京田辺校地	
	通学可否	駐輪許可場所	通学可否	駐輪(車)許可場所
自動車	× (厳禁)	—	× (厳禁)	—
バイク (特定小型原動機付自転車含む)	× (厳禁)	—	○ (要手続き)	北駐輪場バイク置場
自転車	○ (要手続き)	指定駐輪場	○ (要手続き)	南駐輪場及び北駐輪場
手続き方法	 【今】自転車手続き		  【田】自転車手続き 【田】バイク手続き	

■ 自転車事故の危険性

皆さんは自転車が安全な乗り物だと思っていませんか？近年ではスマートフォンの使用や音楽を聴きながら運転したりすることによる交通事故が多発していることから、2024年11月に道路交通法が改正され、新しく罰則規定が整備されました。それにより、飲酒運転や、自転車の運転中にスマートフォン等で通話をする行為・画面を注視する行為が禁止され、罰則の対象となりました。危険運転を繰り返す自転車運転者は「自転車運転者講習制度」の対象となります。また、自転車を運転する際には、ヘルメットの着用が努力義務となっています。

京都府では、「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」で自転車を利用する者および保護者の保険への加入が義務付けられています。詳細は京都府警および京都府のウェブサイトを確認してください。

自身のためにも、ルールを守って安全に使用しましょう。

▶ 保険加入のすすめ

通学中の事故をはじめ、学生生活ではさまざまな場面で、交通事故や病気、怪我に遭遇する可能性があります。「もしも」の場合に備えて、保険へ加入してください。

自転車の安全利用促進委員会
ウェブサイト



京都府
「自転車を利用される方は、
自転車事故に備えた
保険に加入しましょう」



大学生活のための保障制度



5.大学の敷地内禁煙・大学周辺地域での喫煙場所に注意



6. キャンパス内外での 置き引き・盗難・ひったくりに注意



全国の犯罪被害統計では、盗難やひったくりなどの窃盗被害が7割以上を占めます。京都府でも同様の被害状況が報告されています。

■ 盗難・置き引きに合わないために

▶ 座席に荷物を置いたままにしない！

図書館、ラーニング・コモンズ、教室、学生ラウンジ、屋外のベンチ等でカバンを置いたまま席を離れたり、仮眠している間に、カバンに入れておいた財布を盗まれるケースが目立ちます。貴重品は身につける習慣をつけ、荷物を置いたまま席をはずすことがないようにしましょう。

▶ 自転車には必ず施錠を！

京都府では窃盗総数のうち、自転車の盗難が3割を占めます。京都市上京区や京田辺市でも被害件数は多く、被害者の大半は大学生で無施錠が原因とされています。自転車には必ず施錠をして（できるだけ二重ロック）、大切な自転車が盗難に遭わないよう注意してください。またロードバイクやマウンテンバイク等の高価な自転車での通学はお勧めしません。

▶ ひったくりに注意！

自転車や徒歩での通行中、すれ違いざまにカバンをひったくられるケースが増えています。とくにイヤホンを着用して音楽を聴いたり、携帯電話やスマートフォンを操作していると、気配を感じ取ることができず危険です。女子学生を中心に被害が多発していますので、十分に注意してください。

■ もしも被害にあってしまったら…

▶ 金融機関やカード会社、携帯電話会社などにすぐ届け出て、悪用されないようにしましょう。

▶ 両校地いずれかの学生支援課に相談しましょう。

▶ 警察に被害届を提出しましょう。

7. 薬物乱用に注意



大学からのメッセージ

薬物の乱用は、自らの身体を蝕むだけでなく、家族や友人との人間関係を悪化させ、社会の秩序を乱すといった多大な影響を及ぼす可能性があります。薬物の所持は、法律でも厳しく規制されています。違反した場合は、薬物事犯として懲役に処せられます。危険ドラッグ 懲役3年以下、大麻 懲役5年以下、覚せい剤 懲役10年以下。薬物使用の誘いにはのらさず、きっぱり断る勇気を持ちましょう。

STOP！薬物乱用！

■ 薬物乱用とは？

薬物の乱用とは、医薬品を医療目的以外に使用すること、又は医療目的でない薬物を不正に使用することをいいます。薬物乱用の恐ろしさは、何回も繰り返して使用したくなる「依存性」をもつことや、繰り返し使用しているうちに「耐性」をもつことです。そのような状態になると、自分の意思では薬物の使用をコントロールできなくなってしまい、身体と精神が蝕まれてしまいます。覚せい剤、大麻、MDMA、コカイン、ヘロイン、向精神薬、シンナー等は、習慣性があり、乱用の可能性がある薬物として、これらの薬物の取り扱いは法令により禁止または制限されています。たとえ1回使用しただけでも、薬物乱用になります。「1回だけならいいか…」とと思っているあなた。薬物乱用は、「ダメ。ゼッタイ。」

■ 日本の大学生を取り巻く薬物の現状

近年、大学生の大麻等不正薬物の所持・乱用や、市販の風邪薬等の乱用による事件事故が相次いで発生しており、薬物汚染が大きな社会問題に発展しています。「危険ドラッグ」と称される危険薬物については、法律の改正、対策の強化により、その使用が原因と疑われる死亡事案が大幅に減少するなど、対策に一定の効果があがっていますが、インターネット上では現在も流通していると見られています。また、警視庁の発表によると、減少を続けていた「大麻」の使用による逮捕者数が2014年度を境に再び増加傾向にあり、今後の動向を注視する必要があります。日本では、大麻の所持は法律で禁止されています。違反した場合、5年以下の懲役が科せられる可能性があります。薬物乱用対策や薬物防止策等の詳細につきましては、以下のQRコードを参照してください。

厚生労働省
薬物乱用対策



厚生労働省
薬物乱用防止に
関する情報



■ カフェイン過剰摂取による危険性

カフェインを多量に含む眠気防止薬やエナジードリンクなどの清涼飲料水の危険性を知っておくようにしましょう。気をつけることは次の3つです。

1. 依存性があることを認識する。2. 常用しない（習慣化しない）。3. カフェインの摂取量を把握する。短時間に過剰に摂取すると、心拍数の増加、不安、震え、不眠症、下痢、吐き気などの健康被害をもたらすことがあります。

8. 飲酒事故に注意



大学からのメッセージ

大学生になるとゼミやサークルの繋がりから、歓迎会や懇親会に参加する機会が多くなります。短時間で大量のアルコールを摂取することにより、悪酔いや卒倒だけでなく、最悪の場合には、急性アルコール中毒により死亡するケースもあります。20歳未満の飲酒は法律で禁じられていることを再認識して、「自分の身体は自分で守る」という意識をもつとともに、決して他人にお酒を強要しないようにしましょう。

イッキ飲み 「するのは自殺」「させるのは殺人」

■ お酒が強い人、弱い人がいるってほんとう？

飲酒には好き嫌いだけでなく、「飲める人」と「飲めない人」がいることを知っていますか？ 体内に摂取されたアルコールによって生じる有害物質（アセトアルデヒド）を分解する酵素（アルデヒド脱水素酵素Ⅱ型）が遺伝的に欠如していることにより、約3～5割は飲めない体質とされています。またアルデヒド脱水素酵素Ⅱ型をもっている人でも、アルコールの代謝速度（体重60kgの人で1時間に7g：ビールで約175ml）を考慮せずに、短時間に大量の飲酒をすることにより急性アルコール中毒になる危険性もあります。

■ お酒は20歳になってから。ルールを守ってお酒を飲みましょう！

- ▶ お酒を飲めない人（アセトアルデヒドを分解できない人）は飲まない
- ▶ コップ1杯程度で顔が赤くなる人（アセトアルデヒドの分解能力が不十分）は飲酒量を抑えて、顔が赤くなったらそれ以上は飲まない
- ▶ お酒を飲む際には、以下のことに十分注意しましょう

十分に食べながら飲む！	強い酒は薄めて飲む！	時間をかけてゆっくり飲む！
遅くても0時までには止める！	他人に無理に飲ませない！	週に数日は休肝日を作る！

■ イッキ飲みによる急性アルコール中毒に注意

お酒に「酔う」とはアルコールにより脳が麻痺することであり、「酔い」の加減は血液中のアルコール濃度によって決まります。飲酒によって血液中アルコール濃度が上昇すると、肝臓で分解されるまでは体内にアルコールが残っている状態が続きます。とくに「イッキ飲み」は、血液中のアルコール濃度を急激に上昇させるため、急性アルコール中毒をもたらす危険性があります。また、他人に飲酒を強要することで強要罪や、死亡させた場合は傷害致死罪に問われる可能性があります。「イッキ飲み」は、するのも、させるのも、絶対にやめましょう。

いざという時のために

酔いつぶれた人の介護方法

- (1) 絶対に1人にしない
- (2) 衣服をゆるめて楽にする
- (3) 体温の低下を防ぐため、毛布などを掛けて暖かくする
- (4) 吐瀉物で窒息するのを防ぐため、横向きに寝かせる
- (5) 吐きそうになったら、抱き起こさずに横向きの状態で吐かせる

こんな時は、すぐに救急車を！

- (1) 大いびきをかいて、ギュッとつねっても全く反応が無い
- (2) 倒れて、口から泡をふいている
- (3) 体温が下がって全身が冷たい
- (4) 呼吸が異常に速くて浅い、または、異常にゆっくりで時々しか息をしない
- (5) 大量の血を吐いた



大学からのメッセージ

SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)は、インターネットにアクセス可能であれば、誰でも簡単に情報交換ができる魅力的なメディアです。一方で、その危険性に気付かず、おしゃべり、独り言、日記のように書き込んだり、写真をアップする大学生がトラブルに巻き込まれるケースが後を絶ちません。①インターネット上には匿名性はなく自らの投稿は全世界に公開されてしまう、②一度掲載した情報は完全に削除することはできない、③大学時代の投稿のせいで就職活動時など将来に渡って影響を受ける可能性がある、④他人を誹謗中傷する投稿は法的に罰せられる場合がある、などを念頭において、十分に注意して利用するよう心がけてください。

「知らない」じゃ済まされない！ インターネットの常識

「皆さんはインターネットを利用しますか？」そう聞かれたとき、多くの学生の皆さんは「はい」と答えるでしょう。では、次に「インターネットの危険性を知っていますか？」と聞かれたら、どう答えますか？「噂には聞くけど、まあ大丈夫だろう」そう思っている方も多いかもしれません。

インターネットは日常的に利用できる大変便利なものですが、一回のトラブルに一生涯をかけて悩まされるような怖い側面もあります。

以下の項目をしっかり読んで、安全なインターネット利用を心がけてください。

SNS

近年、X (Twitter) や Facebook、Instagram など SNS は広く普及していますが、マナーやリスク認識が追いついていないため、とくに若年層を中心に SNS をめぐるとトラブルが多発しメディアでも取り沙汰されています。SNS を利用されている皆さんは、以下を確認してください。

▶ アクセス制限って何？

プロフィールや個人情報、写真を閲覧されないよう限定公開やプライバシー保護の設定をしていないと、内輪の仲間に共有されるだけでなく、全世界に向かって情報を発信することとなります。このように「不特定多数に向かって発信した」場合は、個人情報の漏洩、名誉毀損、プライバシー侵害、守秘義務違反などの点で問題になることがあります。

▶ 実名じゃないし素性は分からない？

アクセス制限をしても、内容が漏洩する危険性はゼロではありません。また、犯罪や反社会的行為、訴訟など何らかの問題が発生した場合、プロバイダ責任制限法によって被害者には発信者情報を開示請求することが認められています。加害者と見なされた発信者は IP アドレス開示を通じて特定され、被害者から損害賠償を請求されることもあります。ネット上に完全な匿名性やセキュリティは存在しません。

▶ 友達と楽しんでいるだけのつもりが…？

友達と顔を合わせて会ったり、電話で話す感覚で SNS を利用すると、ついつい羽目を外してしまうことがあるかもしれません。実際は、多数の他人(大学、バイト先、就職先の企業関係者)がチェックしており、個人が特定されているケースも少なくありません。たとえ問題のある記事を自分で削除したとしても、他人に拡散されてしまったものをすべて削除することはできませんので、過去の発言はずっと残っており遡って検索することができます。従って、例えば就職活動期間中だけ言動に注意しても意味はありません。今の軽率な発言が、将来をつぶす可能性があることを重々認識してください。

！ 個人情報の流出 ！

個人情報の流出は、上記のインターネット上に限らず、アンケート調査などから、個人情報が流出し営業行為などに利用されるケースがあります。個人情報を求められた場合は、調査団体が信頼できるかどうかを慎重に見極めるよう注意してください。執拗な勧誘や契約を強いられた際には、両校地いずれかの学生支援課にご相談ください。万一、契約してしまった場合でも、クーリングオフ制度により、契約を解除することも可能です。このような事態に発展しないためにも、まずは不用意に個人情報を教えないようにしましょう。

※クーリングオフ制度

商品の購入申込後や契約後の一定期間内であれば、消費者が販売事業者に対して、申込の撤回や契約の解除ができる制度

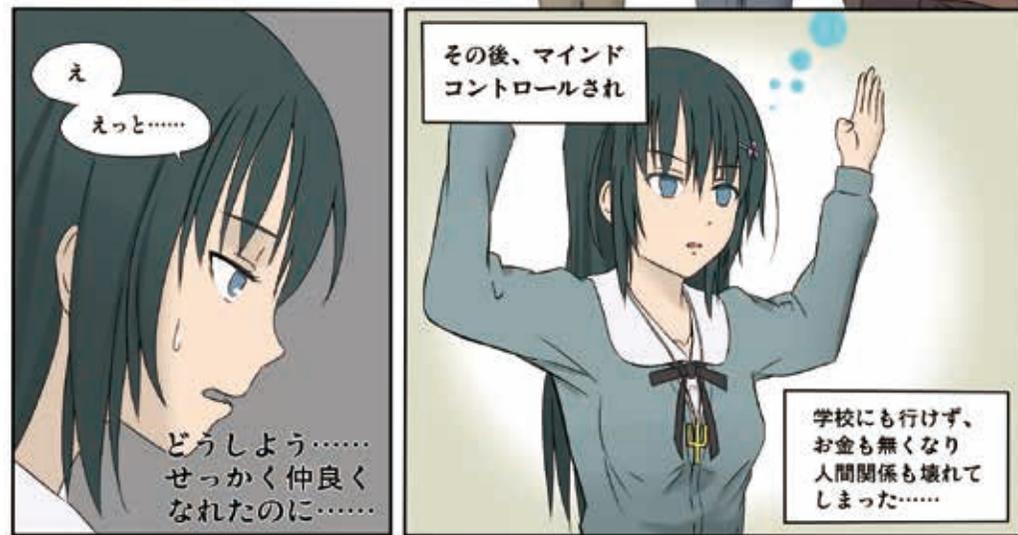




大学からのメッセージ

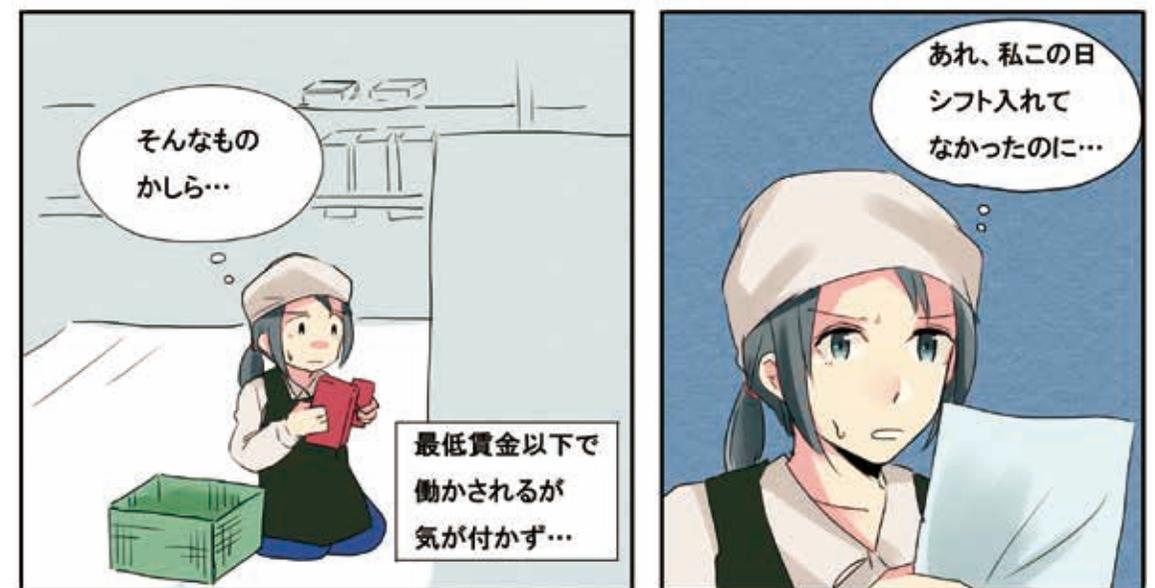
訪問者がマンションの設備点検等の理由を口にしても、決して部屋の中に入れてはなりません。たとえ、制服を着ていたとしても安易に信用してはいけません。相手が応じない場合は、マンションの管理会社や大家さんに連絡しましょう。通常は、マンション内での設備点検や補修について、事前に通知されます。マンション内やその付近で不審者を見かけた場合は、両校地いずれかの学生支援課や最寄の警察にご相談ください。





大学からのメッセージ

同志社大学内や大学周辺において、宗教団体への入信を目的とした執拗な勧誘を受けたとの報告がされています。新入生は狙われやすいため、とくに注意するようにしてください。これらの団体の特徴として、サークル活動やボランティア活動への勧誘、ゼミのアンケート調査への協力、講演、セミナー、語学研修への参加などを装うことがあげられます。何らかの団体から勧誘を受けた際には、安易に個人情報をお教えし、不審に感じたときはきっぱりと断るようにしましょう。自分で解決できない場合は、両校地いずれかの学生支援課にご相談ください。また最近ではSNSを利用した勧誘も増えていますので、注意してください。



闇バイトに注意！



大学からのメッセージ

採用時に合意した仕事内容や時間と実際の労働条件が異なる、研修期間中の給料が最低賃金を下回る、賃金(残業代)の未払いなど、労働契約上の問題に気づかないまま、学業に支障をきたすほどの労働を強いられる「ブラックバイト」が横行しています。アルバイトを始めるまえに契約条件を確認のうえ、何か疑問を感じたら、両校地いずれかの学生支援課もしくは学外の相談窓口(p.46参照)に連絡してください。

■「闇バイト」とは？

昨今では、大学生を含む若者がこの「闇バイト」により逮捕されるという事件が増えています。

X (旧 Twitter) や Instagram などの SNS を通じて、「簡単で高収入」や「即日即金」など割の良いバイトのように見せかけて募集し、結果的に強盗や詐欺などに加担させられるというものです。

やめたいと思っても、応募時に登録した個人情報を把握しているという優位性を利用して、自分自身や家族に危害を加えるなどの脅迫で服従させられ、やめることができず犯罪に巻き込まれてしまうというケースもあります。

■アルバイト選びは慎重に！

このような犯罪集団は、各人が SNS でつながり、氏名を明かさなため匿名性が高く、メンバーは出たり入ったりと流動性が高いことから、「匿名・流動型犯罪グループ (匿流)」と呼ばれています。

甘い言葉に騙されて、気軽に申し込んだために取り返しのつかないことにならないよう、しっかりと内容を確認することが大切です。

楽をして簡単に稼げる仕事やアルバイトはありません。少しでも怪しいと感じたら、申し込まないようにしましょう。

+ こんな言葉に注意！

「短時間で高収入」「ホワイト案件」「荷物運び」「書類運搬」

■「闇バイト」に関わってしまったら

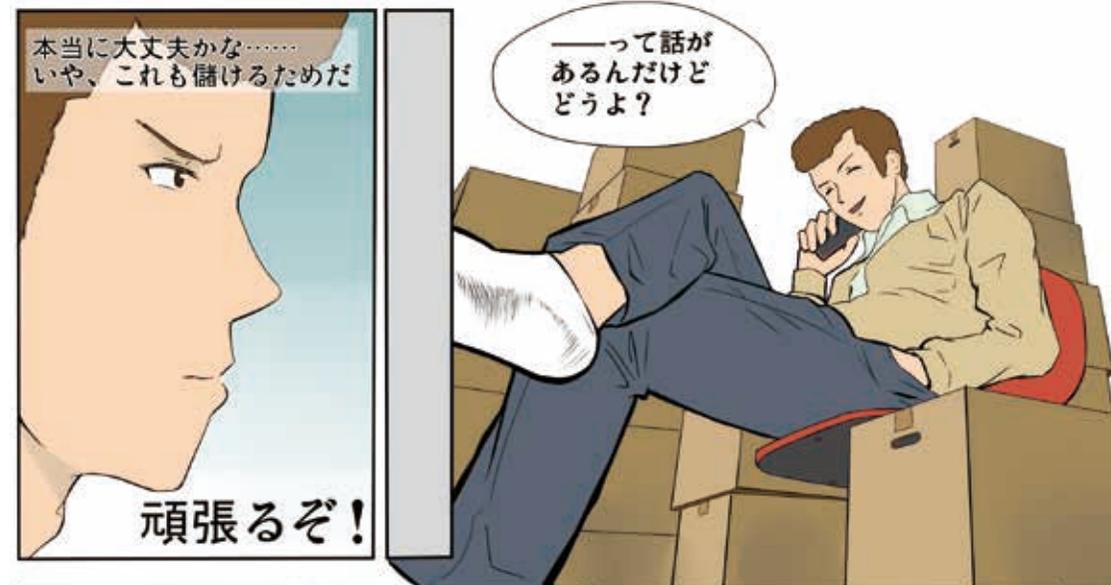
すぐに最寄の警察署に相談をしてください。

警察庁
いわゆる「闇バイト」の
危険性について



京都府警察
「闇バイト」は絶対にダメ！

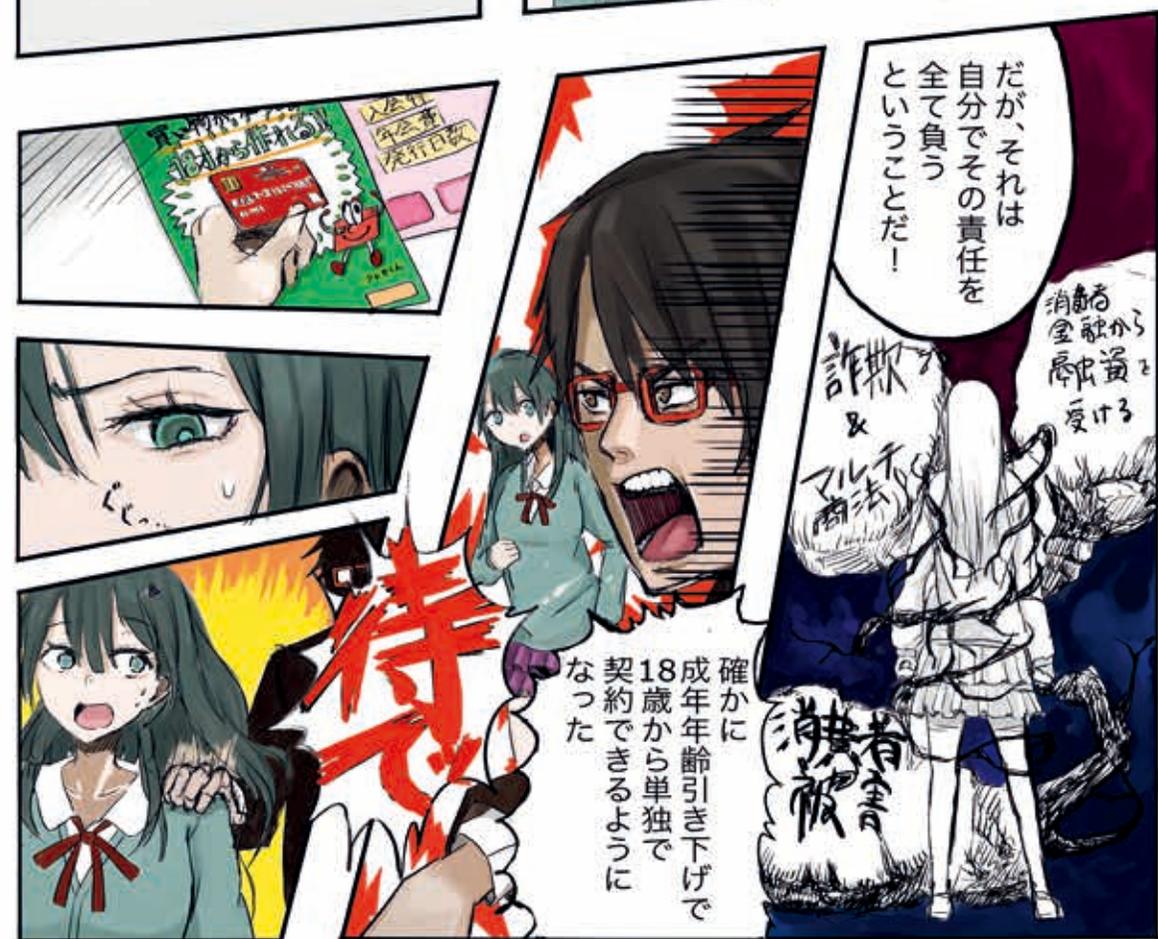
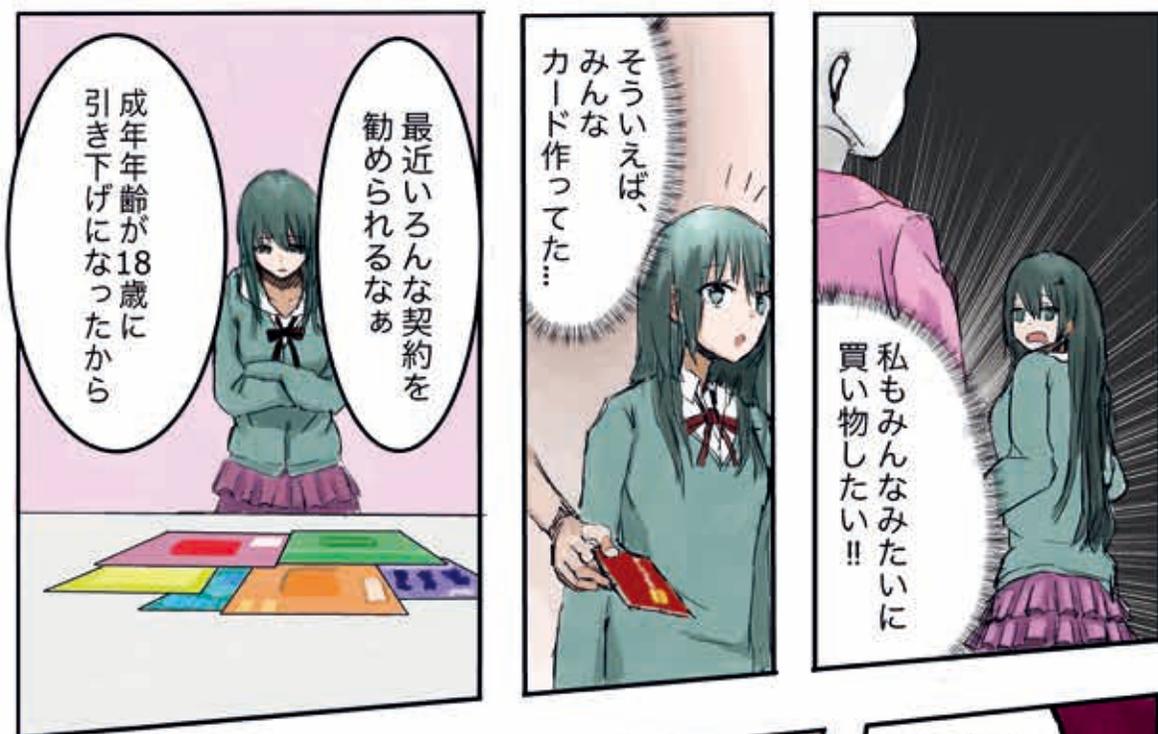




大学からのメッセージ

「あなたが選ばれました」「この講座は就職に有利です」「友達に紹介するだけでお金が入るアルバイトがあります」このような甘い文句に誘われて、悪徳商法(キャッチセールス、電話勧誘販売、マルチ商法など)の被害にあったというケースが発生しています。一度でもかわりをもってしまうと、多額の借金を抱え込んだり、周りの人との信頼関係が崩れるなど、長期的な悪影響を及ぼすことが懸念されます。まず行動する前に一歩踏みとどまって冷静に考えてください。万一このようなトラブルに巻き込まれた場合は、早急に両校地いずれかの学生支援課や京都府、京都市の消費者センターにご相談ください。

14. 成年年齢引き下げにまつわる注意



大学からのメッセージ

2022年4月1日より成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。このことによって、18歳になれば一人で様々な契約行為ができるようになり、親の同意を得ることなく、アパートの賃貸契約やクレジットカードの作成、あるいはローンを組んで高額な商品を購入することができるようになりました。しかし、そこに付け込んでくる悪質な業者等もいますので、契約を結ぶ際には事前に契約内容をよく確認し、本当に支払いができるのか、自分にとって必要な契約なのか等について慎重に検討するようにしましょう。少しでもおかしいな、勧誘の方法が強引だったと感じた場合には、契約を結ぶ前に学生支援センターや京都府・京都市の消費生活センターへ相談するようにしてください。



大学からのメッセージ

大学生になると一気に活動の場、交友関係が広がります。これまでにない人間関係も生まれてきます。また、これを機に人として大きく成長する時期でもあります。その中で、「知らなかった」では済まされない「性的同意」について。

メディアで報道される大学生が関わる性暴力による心を痛める事件があとをたちません。それを見て、他人事のように感じている人もいるでしょう。

しかし、性暴力は、みなさんの身近で起こっていることもあります。気づかないまま加害者や被害者とならないように、「性的同意」について、しっかり理解することが必要です。

難しく考える必要はありません。相手をリスペクトする気持ちさえあれば、十分対応できることなのです。



■「性暴力」とは？

相手が望まない同意のない性的な行為、発言はすべて「性暴力」になります。無理やり性的行為を行うものだけでなく、同意なく相手の肩に手を回したり、性的なジョークを言うことも「性暴力」です。

■「性的同意」とは？

あらゆる性的な行為、発言について互いに確認されるべき積極的な「同意」を言います。身体的な接触だけではなく、性に関することを話題にすることも、互いの同意が必要です。

■「同意」を取る上での3つのポイント

- 【非強制性】 本人の意思を示すことが可能な状態であること。拒否することで危険がおよぶ状況で示された同意は同意にはなりません。
- 【対等性】 先輩・後輩などの力関係に左右されず、対等な関係性の中での同意でないといけません。
- 【非継続性】 昨日 YES だったとしても、今日も YES だとは限りません。ハグが OK だからキスが OK なわけではありません。相手の今の気持ちを聞いて、その都度同意を取ることが必要です。

■ Active Bystander = 行動する傍観者とは？

性暴力が起きそうな場面や起きているその現場に遭遇した時、第三者が行動を起こすことで、性暴力を防止したり、被害を軽減することができます。その介入方法には、5つあるとされています。みなさんができることから始めてください。

▶ 5つのDとは？

- D**irect (直接介入) … 直接注意をする。ただし、自分と被害者の安全が確保されることを確認すること。
- D**istract (気を逸らす) … 周りの関心を集めるなどして、加害者に行動を起こさせないようにすること。
- D**elegate (委任する) … 周りの人に助けを求める。
- D**elay (後から対応する) … その場で行動できなくても、あとで被害者に声をかけて寄り添う。
- D**ocument (記録する) … 証拠を残す。ただし、被害者にその証拠の扱いをどうしたいかを確認すること。

皆さんと同世代の学生や団体が「性的同意」についてのハンドブックを作成していますのでご紹介します。理解を深める一助としてください。

- Safe Campus (慶応義塾大学の有志)
<https://site-1988780-8082-8248.mystrikingly.com>
- シャベル&Voice Up Japan Waseda × 学生有志
<https://shaberuwaseda.wixsite.com/shaberu-waseda>

相談窓口一覧

学 内

今出川校地学生支援課 TEL:075-251-3270

京田辺校地学生支援課 TEL:0774-65-7420

学 外

京都市消費生活総合センター TEL:075-366-1319

京田辺市消費生活センター TEL:0774-63-1240

京都府消費生活安全センター TEL:075-671-0004

若年消費者ほっとダイヤル TEL:075-671-0044

近畿経済産業局消費者相談室 TEL:06-6966-6028

京都府警察悪徳商法110番 TEL:075-451-9449

京都府薬務課 TEL:075-414-4786

京都府警ヤングテレホン
(少年サポートセンター) TEL:075-551-7500

「麻薬・覚せい剤」相談電話
(近畿厚生局麻薬取締部) TEL:06-6949-3779

京都市こころの健康増進センター
相談専用電話 TEL:075-314-0874

厚生労働省 確かめよう労働条件:
労働条件に関する総合情報サイト



NO MORE トラブルセミナー編

大学生を取り巻く様々な危険事象から自分自身を守るためには、正しい情報を知り、行動につなげてゆくことが重要です。

学生支援センターでは、大学生のトラブル事例が多い以下の内容について、セミナー形式の動画を配信しています。詳しくは、学生支援センター Web サイトをご覧ください。

- 大学生がアルコール関連問題と距離を縮める基礎講座
- SNS の危険性と大学生を巻き込むトラブル
- 薬物のない学生生活のために



学生支援センター
Web サイト

同志社大学に通学する皆さんへ 自覚を持った良識ある行動を



コロナによる各種制限の解除された 2023 年 5 月以降、大学近隣の住民や店舗から、学生のマナーについての指摘がコロナ前の 3 倍を超えるペースで激増しており、非常に残念なことに警察に通報されるケースも複数発生しています。本学学生の言動は非常に目にとまりやすくなっており、以下に例示しますマナー違反や行為が度々目撃され、近隣の方々には不快な思いや不便さ、憤りを感じておられます。逆の立場で迷惑を被り、生活が脅かされるとしたら、皆さんはどう感じるでしょうか。

■ 今出川校地周辺

01：自転車での通行はルールを守りましょう

京都の路地は狭い通りや信号機のない交差点が多いうえに、周辺には民家が立ち並び、様々な方が暮らしています。道交法を遵守しない、イヤホン着用で乗車する、生活道路での高速走行等は大変危険ですし、事故につながった場合、多額の賠償金を請求される事態にもなりかねません。道交法を守り、地域住民への配慮を常に心掛けた運転をしてください。

02：深夜のコンビニ・公園では静かに

烏丸今出川交差点や元誓願寺通堀川に近いコンビニエンスストアや公道、新町キャンパスに隣接する小川児童公園近辺等において、本学学生が深夜に大声をあげて騒ぐ、注意されても無視・逆切れする等の行為を繰り返しており、近隣住民とのトラブルに発展したケースもあります。近隣住民の生活を脅かし、日常生活に支障をきたすような行為は慎んでください。

03：歩行マナーを守りましょう

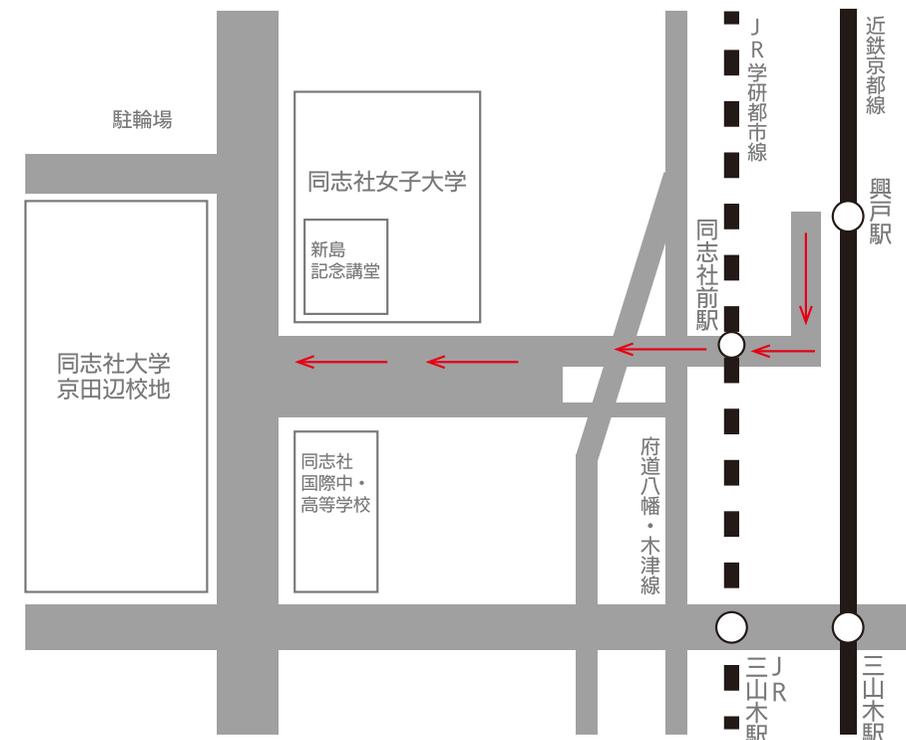
今出川校地には多くの学生が通学しています。休憩時間になると、周辺の道路や歩道が学生で溢れ返ります。公道は高齢の方、子連れの方、目が不自由な方など配慮が必要な方も利用しています。大学周辺の道路や歩道を歩く際は、道幅いっぱいには広がって歩かず、歩行者や自転車、車両に注意を払いトラブルや事故が起こらないように注意しましょう。



■ 京田辺校地周辺

04：指定通学路（歩道橋）を通行しましょう

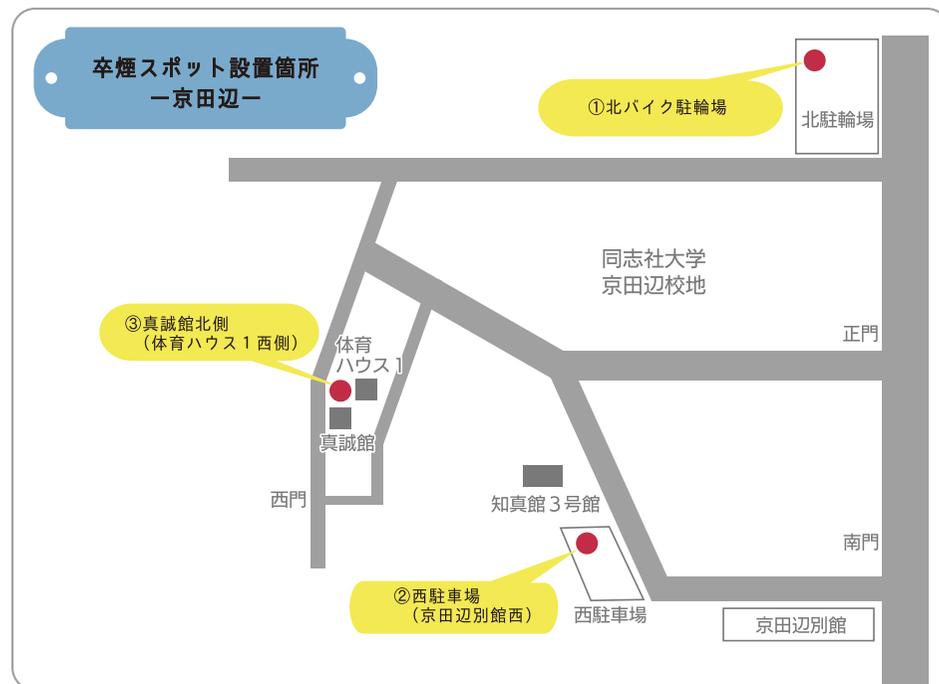
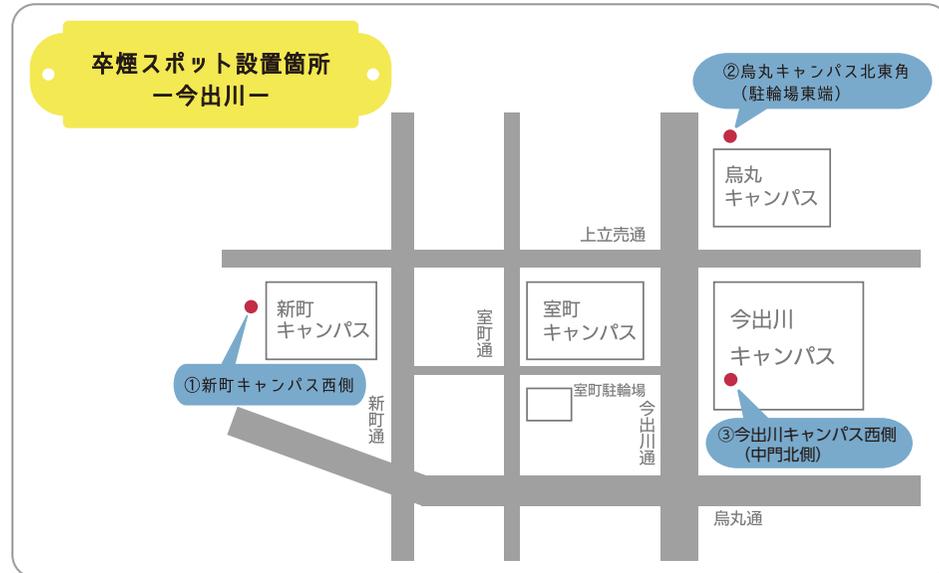
興戸駅西口から出たら直進して、田んぼの脇の道を進みます。道なりに進むと、大きな歩道橋がありますので、渡ってください。その後は坂を直進すると正門です。生活道路の通行は、近隣への迷惑になっており、近隣住民とのトラブルに発展したケースもあります。みなさんにとっては 1 日 1 回の通学かもしれませんが、必ず指定通学路（歩道橋）を通行してください。



■ 両校地

05：喫煙はルールとマナーを守りましょう

本学は両校地に各3箇所設置された卒煙スポット以外は、敷地内全面禁煙です。他人の敷地に無断で立ち入って喫煙する行為は不法侵入にあたり法令違反です。京都市内は路上喫煙(公園等含む)も全面的に禁止されています。喫煙は卒煙スポット限定！を守りましょう。また喫煙者は、場所だけでなく、受動喫煙防止を心掛け、喫煙マナーも守りましょう。



違反行為や迷惑行為は厳しく対処します

大学は地域社会との共存なくしては成り立ちません。近隣の方への迷惑行為は慎んでください。マナーを守っている学生も、マナーを逸脱している学生も同じ「同志社大学生」です。一部の学生のために本学学生全体の品位が疑われかねません。本学学生であると同時に地域社会を構成している一員であるという責任と実感を持ち、良識ある行動を改めてお願いします。

「自分に関係ない」「他の人もやっているから」ではなく、お互いに注意し合えるようにしましょう。

地域には、様々な年齢の方、傷病や障がいをお持ちの方、深夜業務に従事されている方など、多様な方々で社会は構成されています。配慮と思いやりを持った行動を切に願います。

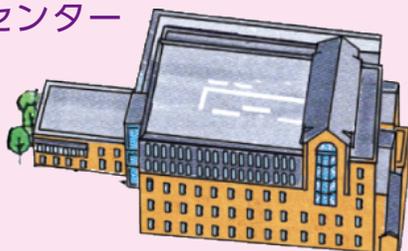
公道や住宅街各所には防犯カメラが設置されています。違反行為や迷惑行為を行った個人が特定された場合は大学としても厳しく対処します。

同志社大学学生支援センター

Before



学生支援センター



After

大学生生活を送る上で、困ったことや不安なことがあれば、ひとりで悩まずに、学生支援センターへご相談ください！